明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業安定法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三八）　二
〔告　示〕
○平成十五年総務省告示第七百六号（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準）の一部を改正する件（デジタル庁・総務三三）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三一四）　三
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件（同三一五、三一七、三一九）　三
○衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件（同三一六、三一八、三二〇）　三
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（中央選挙管理会二五）　三
○除籍が滅失した件（法務三一六）　三
○職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件（厚生労働三一八）　四
○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の規定に基づき製造数量の許可申請受付期間を定める件（経済産業一六六）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通一二一一）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一二一二～一二一五）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一二一六、一二一七）　七
○道路に関する件（関東地方整備局二二九）　九
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（同二三〇）　九
○道路に関する件（近畿地方整備局一一二～一一四）　一〇
○道路に関する件（中国地方整備局七一）　一〇
〔国会事項〕　一一
〔人事異動〕　一一
内閣　法務省　堺市
〔皇室事項〕　一二
〔公　告〕　一二
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一二
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係　一九
会社その他

省令

○厚生労働省令第百三十八号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の十六第三項の規定に基づき、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十二条の十六に関する事項） **第二十四条の八**　（略） ２　（略） ３　有料職業紹介事業者は、職業安定局長の定めるところによりインターネットを利用して、第一号に掲げる事項にあつては前年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数及び当該年度前四年度内の各年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前年度の総数及び当該年度前五年度内の各年度の総数）に関する情報を、第二号及び第三号に掲げる事項にあつては前年度の総数及び当該年度前四年度内の各年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前年度前五年度内の各年度の総数）に関する情報を、第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ、提供しなければならない。 一～三　（略） 四　手数料に関する事項（有料職業紹介事業者の取扱職種ごとの常用就職一件当たりの平均手数料率（法第三十二条の三第一項第一号及び第二号に係る手数料の合算額を、あつせんにより就職した求職者が従事すべき業務につき一年間に支払われることが見込まれる賃金額で除したものにつき、当該就職一件当たりの平均として職業安定局長の定めるところにより算定したものをいう。この号において同じ。）の実績を含む。ただし、有料職業紹介事業者がその取扱職種ごとの常用就職一件当たりの同項第一号及び第二号に係る手数料を定額で徴収する場合には、平均手数料率の実績に代えて、職業安定局長の定めるところにより算定した当該就職一件当たりの平均手数料額の実績とすることができる。） 五　（略） ４～６　（略）	（法第三十二条の十六に関する事項） **第二十四条の八**　（略） ２　（略） ３　有料職業紹介事業者は、職業安定局長の定めるところによりインターネットを利用して、第一号に掲げる事項にあつては前年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数及び当該年度前四年度内の各年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前年度の総数及び当該年度前五年度内の各年度の総数）に関する情報を、第二号及び第三号に掲げる事項にあつては前年度の総数及び当該年度前四年度内の各年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前年度前五年度内の各年度の総数）に関する情報を、第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ、提供しなければならない。 一～三　（略） 四　手数料に関する事項 五　（略） ４～６　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。